

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

水戸市

2 構造改革特別区域の名称

元気都市・水戸 IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

水戸市の全域

4 構造改革特別区域の特性

水戸市は、首都東京から約 100 キロメートルの距離にある関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在市であり、徳川御三家の一つ「水戸徳川家」の城下町として発展してきた。

本市は、平成 11 年に市制施行 110 周年を迎え、平成 13 年には特例市に移行した。

本市を中心とする商圏は、商圏人口約 65 万人に及び、また、広域にわたる余暇圏、医療圏などの中心でもあることから、地方中核都市圏のリーダーとしての役割を担っており、さらなる発展が期待されている。

そのため、まちづくりの理念として「元気都市・水戸」を掲げ、地域経済の活性化、都市機能の充実、福祉、教育の充実などを推進し、都市の魅力を高めながら、将来ビジョンとして、広域合併の推進による「50 万都市構想」の実現を目指している。

一方、本市における産業は、第 3 次産業への特化傾向が続いているが、にぎわいにあふれ、魅力あるまちづくりを推進するためには、バランスのとれた産業の振興が不可欠であり、就業機会の拡大の観点からも、長期的な視点での産業施策が必要とされている。

そのため、本市の事業所の多くを占める中小企業に対して、経営基盤の安定化に向けた取組と社会経済情勢の変化に柔軟に対応した技術の高度化や製品の高付加価値化を図っていくことができるよう、今後、特に人材育成、技術開発、経営基盤等の強化に向けて、関係機関との一層の連携を図りながら、積極的に支援を行っていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、情報処理技術や通信技術の急速な発展により、携帯電話や電子メール、ウェブサイト、電子商取引等がビジネスや産業の分野で広く利用されるようになってきているなど、産業や経済をはじめ、行政や市民生活など様々な分野において大きな変化が生じている。

また、情報技術や通信技術は、今後もますます進展することが見込まれ、当該技術の基礎的な知識を持つ人材は、情報関連産業ばかりではなく、多くの産業分野において、必要不可欠な存在となっている。

平成 13 年、政府は IT 戦略本部を設置し、平成 18 年度までに世界最先端の IT 国家となることを目標とした「e-Japan 戦略」を策定した。これを受け、インフラ整備や電子商取引、電子政府の構築、人材育成等を重点項目として施策が講じられた結果、全国レベルでネットワークの整備が急速に進行している。また、平成 15 年には「e-Japan 戦略」が策定され、医療や食、教育、行政サービス等における情報技術の利活用が進められている。

本市は、情報化基本計画や情報化実施計画を策定し、茨城県と連携して電子自治体を推進するという基本方針の下、「いばらきブロードバンドネットワーク」への接続や市内ネットワークの整備など、情報通信基盤の整備を図るとともに、ホームページによる情報の提供や電子申請・届出サービスの構築をはじめ、各種システムの充実により市民の利便性の向上に努めてきた。

今後、情報通信基盤をさらに活用し、多様化する市民生活に対応したサービスの提供や行政運営の簡素化、効率化等を図るための新たなシステムの整備など、電子市役所の構築に向けた積極的な取組みを推進する。

また、情報技術や通信技術に強い人材を育成することにより、本市産業の経営基盤の安定化に向けた取組みを支援していく。

初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座の開設により、今後、情報処理技術の向上や資格取得を目指す学生や求職者などが、市外から流入することが予想され、市内の専門学校においては、学生などの若年層の優秀で高度な情報技術を持った人材を育成・輩出することができ、パソコン教室においては、社会人などのキャリアアップ・スキルアップを図ることができる。

また、高度な情報技術を持った人材が育成され、即戦力となる人材の確保が容易となることで、商業や工業、さらには、新産業を中心に民間企業による情報技術の導入が着実に推進され、本市産業の活性化が実現し、長期的には情報技術系企業の立地環境が整備されることになり、雇用の拡大へつながるものと期待される。

さらに、他産業への波及効果の高い情報関連サービス業の起業、創業又は立地誘導を促すことにより、新しいネットワークを形成し、異業種間の取引促進を図るなど、産業振興及び活性化へとつながることが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該特例措置は、当該講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、初級システムアドミニストレータ試験については、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を、基本情報技術者試験については、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

今回の特区認定申請は、本市の産業の活性化を推進していく上でけん引役となるべき人材の育成と強化を目指すものであるため、資格試験の合格率の向上と人材育成を短期的な目標とし、本市の産業の活性化を長期的な目標として掲げる。

(1) 資格試験合格率の向上と人材育成

特例措置として午前中の試験の免除を行い、情報技術に関する国家資格の取得を推進することは、将来の産業を担う人材を育成するための有効な手段の一つである。

この特例によって午後の実務的試験分野に集中できるなど、受験者の負担が大きく軽減され、合格率の向上が見込まれることから、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験においては、当該講座受講者の合格率について、5年後を目途として、全国平均(平成17年度秋でそれぞれ27.4%、12.8%)を超えることを数値目標とする。

茨城県平均の合格率(平成17年度秋で初級システムアドミニストレータ試験21.9%、基本情報処理技術者試験10.1%)は、全国平均の合格率と比較するとそれぞれ下回っており、基準とする数値目標としては、適当であると考えている。

(2) 地域産業の活性化

資格取得の促進により、特に人材が不足しているといわれる中小企業にとって、情報技術に通じた人材の確保や育成が容易となることから、当該企業内での情報活用能力が高まるとともに、地域産業の競争力の強化や新分野への進出等が期待できる。

また、産業を担う人材の供給等、地域の総合的な情報利活用能力が向上することで、第1次産業から第3次産業までの様々な分野において、情報技術導入が促進され、生産面及び販売面などでも経営革新が進むことが期待できる。

さらに、本市で開催される講座を受講するため、市外から通学する受講生が増加することが見込まれ、これによって交流人口の拡大や学校スタッフの雇用の創出も期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学生の就業支援と社会人のキャリアアップ

学生にとっては、就職時に情報技術関連の資格が要求される場合が増えており、在学中に資格を取得することは、就職活動に有利に働くことが予想される。

また、社会人にとっても、幅広い業務分野に役立てることが可能な情報技術関連の資格を取得することは、個人のキャリアアップにつながるものであり、さらに高度な情報技術を取得することで、企業の情報化において中心的な役割を果たす人材となることが期待できる。

(2) 人材育成と地域産業の活性化

本市には多くの企業等があり、本資格取得者の能力が発揮できる環境が整っているため、情報技術の利活用能力を高めた人材が、就職時等に資格を有効活用するなど自らのキャリアアップにつながるだけでなく、地域内に就職することや、職場や家庭において情報の利活用を進めるなど、本市の産業の活性化を推進する中心的な役割を担っていくことが期待できる。

また、企業にとっては、地域における有能な人材を効率よく雇用することにより、コスト面の抑制などができ、さらに企業活動の成長も見込まれるなど、人材の需要と供給のバランスを図ることが可能となる。

さらに、情報技術の活用は、情報技術関連企業のみならず、あらゆる分野の事業者にとって必要不可欠なビジネスの手段となっており、IT導入が促進されることにより、生産面及び販売面などにおける経営革新が進むことが期待できる。そのため、戦略的・効率的な経営や新たな分野開拓などによる企業競争力の向上が可能になると考えられる。

8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市は、水戸市第5次総合計画において、将来都市像「県都にふさわしい風格と安らぎのある 元気都市・水戸」の実現に向け、五つの都市づくりの目標を定め、各種施策を展開している。

その中で、特定事業の実施に当たって、特に関連する次の施策を積極的に推進することとする。

(1) 魅力ある都市機能の充実

人，物，情報が多彩に交流する，魅力ある元気な都市の構築に向け，広域的な視点に立ちながら，県都にふさわしい中心市街地としての再生に取り組むとともに，拠点開発，交通網，情報通信基盤の整備等を推進し，都市機能の充実に努める。

ア 都市中枢機能の充実

県都として，水戸都市圏の核としてのさらなる発展に向け，これまで培われてきた行政，商業・業務，観光，教育，文化，芸術，保健・医療，福祉等の様々な都市中枢機能の充実を図るとともに，水戸の特性を生かした新たな魅力の創出に努める。

イ 高度情報化の推進

高度情報社会に対応した市民の暮らしの実現に向け，情報通信基盤の整備によるITの様々な分野での活用を推進するとともに，行政情報の電子化，各種情報システムの構築を進め，より利便性の高い電子市役所の確立を図る。

(2) 活力あふれる産業の振興

地域経済の活性化による活力にあふれる都市の構築を図るため，社会経済の環境変化に柔軟に対応し，高い競争力を発揮できる各種産業の持続的な発展に向けた取組みを推進するとともに，就業環境の確保に努める。

ア 商業の振興

多様化する消費者ニーズに対応できる活力に満ちた商業の振興に向け，地域の特性を生かした楽しめる商業空間の形成に向けた商店街などの取組みを推進するとともに，中小企業等の経営体質改善や意欲ある商業者の育成支援を図る。

イ 工業の振興

高い競争力と効率性を発揮できる都市型工業の振興を図るため，経営基盤の安定，強化，技術者・後継者育成等への支援による既存企業の活性化に努めるほか，新たな事業の創出に向けた取組みを推進する。

ウ 新たな産業の育成

都市の活力を高めることができる時代のニーズにあった新たな産業の創出に向け，産・学・官の連携による新技術等の開発に向けた取組みを支援し，協調体制の確立を図るとともに，企業や事業所の誘致に努める。

エ 勤労者環境の充実

だれもが安心して働くことができる環境の整備に向け，勤労者の健康と豊かな生活を支える勤労者福祉の向上を図るとともに，厳しい雇用情勢に対応した就業機会の確保への取組みを推進する。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 八文字学園 水戸電子専門学校

所在地：茨城県水戸市浜田 2 丁目 1 1 - 2 0

(2) 有限会社 ビジネスサポート ハロー！パソコン教室 水戸見和校

所在地：茨城県水戸市見和 2 丁目 4 7 1 - 1 4

(3) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣または独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア 水戸電子専門学校

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 のとおり

イ ハロー！パソコン教室 水戸見和校

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 2 のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、履修計画にある講座に 7 割以上出席したのに対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、J A C C の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

次号アただし書きの規定により、I P A が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P A の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、JACCが作成し、IPAの審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

ただし、当該問題が、IPAの審査によって認定されなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、JACCが行うものとする。

ただし、JACCが認めた場合においては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しとあわせて、IPAに通知する。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	インターネット・アーキテクチャ
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 八文字学園 水戸電子専門学校

所在地：茨城県水戸市浜田 2 丁目 1 1 - 2 0

(2) 有限会社 ビジネスサポート ハロー！パソコン教室 水戸見和校

所在地：茨城県水戸市見和 2 丁目 4 7 1 - 1 4

(3) 日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) [修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣または独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア 水戸電子専門学校

「基本情報技術者試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 3 のとおり

イ ハロー！パソコン教室 水戸見和校

「基本情報技術者試験対策講座」(C I W 併用コース)

別添資料 4 のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、履修計画にある講座に 7 割以上出席したのに対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

有資格者に対して修了認定に係る試験を実施し、J A C C の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

次号アただし書きの規定により、I P A が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、I P A の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、JACCが作成し、IPAの審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

ただし、当該問題が、IPAの審査によって認定されなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、JACCが行うものとする。

ただし、JACCが認めた場合においては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しとあわせて、IPAに通知する。

(4) 修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合における当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

試験項目：下表に示すとおり

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	インターネット・アーキテクチャ
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。